

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

支給済み生活保護費の返還に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年9月1日

足立区長 近藤 弥生

支給済み生活保護費の返還に関する和解について

足立区は、支給済み生活保護費の返還に関する和解について、下記により合意する。

記

1 相手方

豊島区上池袋在住者

2 和解の要旨

別紙費用返還合意書のとおり

費用返還合意書

足立区（以下「甲」という。）及びA（以下「乙」という。）は、甲がBに対し、令和3年2月支給分の生活扶助費並びに令和3年2月1日から令和4年1月12日までの医療扶助費及び介護扶助費を支給した件（以下「本件」という。）により生じた費用（以下「本件費用」という。）の返還に関し、下記のとおり合意（以下「本合意」という。）したので、本合意書を作成する。

記

- (1) 乙は、甲に対し、本件費用の乙負担分として、令和3年2月支給分の生活扶助費及び、令和3年2月1日から令和4年1月12日までBが後期高齢者医療制度及び介護保険制度の自己負担割合に基づき医療費及び介護費を負担していた場合のBの負担額の合計金額相当額 418,606 円の支払義務があることを認める。
- (2) 乙は、甲に対し、前項の金員を、令和4年9月30日限り、甲所定の納付書を使用して支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本合意書に定めるもののほかに、甲及び乙の間には何らの債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は、今後名目の如何を問わず、本件に関しては互いに何らの請求をしない。

以上

本合意成立の証として本合意書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和4年9月 日

(住所) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

(甲)

(氏名) 足立区

代表者 足立区長 近藤 弥生 印

(住所)

(乙)

(氏名)